

令和3年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年6月4日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年6月4日 午前9時宣告

開 議 令和3年6月4日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	7番	森 正彦
	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起	10番	岡村 統正
	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村 清勇
	14番	藤原 健祐				

欠席議員 6番 邑田 昌平

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産 業 振 興 課 長	
チ-ム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 12番 永田 耕朗 13番 西村 清勇

令和3年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和3年6月4日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | 報告第3号 | 令和2年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第6 | 報告第4号 | 令和2年度佐川町一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第7 | 報告第5号 | 令和2年度佐川町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第8 | 議案第49号 | 令和3年度佐川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第50号 | 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第51号 | 令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第52号 | 令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第53号 | 令和3年度佐川町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第54号 | 佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第56号 | 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について |

日程第 16 議案第 57 号 中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 17 議案第 58 号 加茂辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 18 議案第 59 号 庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 19 議案第 60 号 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから、令和3年6月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

邑田昌平議員から本日の会議欠席の届が出ております。

日程に先駆けまして、6月1日付で職員の人事異動がっております。

佐川町議会先例集の定めるところにより、紹介しますので御起立ください。

議会事務局長（田村正和君）

6月1日より議会事務局長をさせていただきます。田村です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。6月定例会の会期及び運営につきまして、5月31日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、6月4日を開会日とし、議案の上程までとします。5日土曜日、6日日曜日は休会とします。7日月曜日、8日火曜日は一般質問を行います。9日水曜日は議員全員協議会開催のため休会とします。10日木曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は6月4日から10日までの7日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月10日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの7日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

佐川町で新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。第一線で業務に携わってくださっている医療関係の方々を初め、職員の方々にこの場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

県内では変異株を含めたウイルスが猛威を振るい始め、第4波と言われる予断を許さない状況が続いております。罹患された方々、ウイルスと戦っておられる方々におかれましては1日も早く回復されることを強く望みます。私自身も今は我慢のときであることを認識し、細心の注意を払いながら議会活動をしていきたいと考えております。皆様お一人お一人の行動によって日常生活や地域経済の安定が図れるよう重ねて強く望みます。

それでは、3月定例会後の重立った報告をいたします。

3月30日、延期されておりました県民座談会「濱田が参りました」がかわせみで行われ、議会を代表して松浦副議長に参加していただきました。当日は県議会議員及び町内それぞれの地域で積極的に活動されている団体の代表の方々と交えて、知事との意見交換をされたと報告を受けました。

4月17日、廣井勇博士銅像除幕式へ御案内を受け、祝辞を申し上げてまいりました。佐川町出身である廣井氏は皆様御存じのように日本で初めてコンクリート防波堤を完成させ、港湾工学の父と言われる工学博士であります。幼少期を佐川町で暮らし、後の数々の偉業となる礎をこの町で育て、築かれていったことは我々町民にとって大きな誇りであります。また、財産であります。「現場は技術者の教科書である。自分の目で確かめよ。」「工学は何のためであるのか。それを利用する人のためであり、思索する時間を生み出すのが工学である。」廣井氏の残されたこのような言葉はそこで暮らす人々を第一に考え、人づくりを主眼とされた博士の言葉であり、没後100年近くになります今なお私たちに響く言葉であります。

4月25日、令和3年度佐川町自治会長会定期総会町政報告会が開催され出席しました。

5月12日、高幡町村議会議長会定期総会が大月町で開催され、事務局とで出席しました。提出されました議案は令和2年度一般会計決算の認定、令和3年度の事業計画、一般会計予算でありました。

いずれの議案も原案どおり可決をされました。また、高幡町村議会
議長会の会長に中土佐町の中城議長が就任されました。

5月17日、令和3年度道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会
通常総会道路整備促進高知県大会が城西館で開催され、出席をいた
しました。県選出国會議員並びに知事の参加があり、国土交通省に
よる道路行政をとりまく最近の情勢について講演が行われました。
老朽化の一途をたどるインフラ整備の今後の必要性、南海トラフに
備え命を守る重点的な整備の必要性などが説明されました。また、
日本製鉄株式会社顧問による「今こそ分散型国土形成へ」と題した
講演があり拝聴してまいりました。

6月2日高吾北広域町村事務組合議会第2回定例会が招集され、
事務局より報告を受けました。提出されました議案は令和3年度高
吾北広域町村事務組合特別会計補正予算案が1件、工事請負契約1
件、監査委員の選任案件で田村泰富氏が選任をされました。全ての
議案が原案のとおり可決をされました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、令和3年6月佐川町
議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日
ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして改め
て御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、第5次佐川町総合計画に基づく事業の進捗状況について
報告いたします。

平成28年度から10年間のまちづくりの羅針盤として、住民参加
による「みんなでつくる」を基本に策定し、各施策を展開してまい
りました「第5次佐川町総合計画」は、令和2年度末で前半の5年
間が終了いたしました。この5年間の総括を行うため、昨年11月
に、5年前と同様に、無作為に抽出した町民千人を対象とした郵送
方式と全町民対象のインターネット方式によるアンケートを実施し、
合計333名の方から回答をいただき、5年前のアンケート結果と比
較・分析をいたしました。

その主な結果を紹介いたしますと「佐川町の自慢」を問う複数回

答可能な設問では、「牧野富太郎」が71%、「牧野公園」が52%となっており、ともに過半数を上回っております。なかでも「牧野公園」は前回から18ポイント上昇しており、これらは「ふるさと教育」の推進、牧野公園リニューアル事業と情報発信、「まちまるごと植物園」の取り組みが着実に進んでいることが反映されたものと考えております。

また、「生活環境の不満」を問う設問では、「日常の買い物」が前回の22%から約半分の13%に下がっており、ぐるぐるバスが整備され、地域の足として定着してきたことも要因の一つとして考えられます。さらに不満が「特になし」の回答も前回の17%から5ポイント増えています。また、「インフラ等の充実度」を問う設問では、「公民館、コミュニティセンターなどの交流施設」が前回の29%から10ポイント上昇しており、集落活動センターや、あったかふれあいセンターなどの「小さな拠点」の整備とその交流活動が活発になってきていることが反映されたものと考えております。

一方、「今後5年間に特に力を入れるべき施策」を問う設問では、前回同様に「雇用対策」、「若者定住」、「農商工振興」等が30%を上回り、変わらず上位にランクされております。これらの課題に対しては、今後、道の駅などの施策を実行することで、その解消に努めたいと考えており、引き続き「第2期佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とあわせて、町をあげて着実に取り組みを進めてまいります。

以上のようなアンケート結果を踏まえ、5年間の事業成果を取りまとめた住民説明用資料及び映像資料を現在制作しており、その作業が最終段階となっております。この資料につきましては、前半5年間で進めてきた7つの分野別施策ごとに、図やグラフ、写真を用いて、これまで取り組んできた内容やその結果、また、これから目指すべき方向性についても分かりやすい形で取りまとめております。今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながらの判断にはなりますが、この中間年の成果資料を、夏に開催予定の「チーム佐川の日」で町民の皆様にお示ししたいと考えております。

当日は大勢の方々に集まっただき、この5年間で変わったこと、良くなったこと、もっとこうしたらいいことなどを、みんなで振り返り、再度認識していただくとともに、町の課題を「自分ごと」として捉え、できることから主体的に「やってみよう」と思えるよ

うな町、仲間とつながり、支えあう町になるよう、後半の5年間に
向けて町民の機運を更に高める「後半5年間のスタートの日」にし
たいと考えております。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種について報告いたしま
す。

佐川町では、約5,200人が対象となります65歳以上の方のワクチ
ン接種の予約を、5月10日の月曜日から開始し、5月31日時点で、
町内5つの医療機関での個別接種及び健康福祉センターかわせみで
の集団接種について、合計で3,600人の予約を受付いたしました。

受付開始当初は、各医療機関、健康福祉課ともに電話がつながり
にくくなるなど、多くの方に御不便と御迷惑をおかけいたしました
が、全体としては、大きなトラブルはなく、予約開始から4日ほど
で予約の混雑は解消いたしました。各医療機関が協力して受付体制
を整えていただいたことや、町民の皆様の御理解と御協力によるも
のだと考えております。この場をお借りして心から御礼を申し上げます。

65歳以上の方のワクチン接種は、5月中旬から、高北病院の医師
による高齢者施設の入所者等を対象にした巡回接種が始まり、5月
下旬からは、各医療機関とも、外来での接種が本格的に始まってお
ります。また、5月29日の土曜日からは、かわせみでの集団接種が
始まっており、個別接種・集団接種を合わせて、5月31日までに合
計1,071人について1回目の接種が終わっております。

副反応への対応につきましては、町内全ての接種場所において、
ワクチンを接種したあと、最大30分の経過観察を行うとともに、ア
ナフィラキシーショックなどの重大な副反応が生じた場合に備え、
緊急的な措置を行うことができる体制を整えております。これまで
に重大な副反応は報告されておりませんが、引き続き、各医療機関
と連携し、万全の体制で接種を進めてまいります。

ワクチンの確保につきましては、6月末までに65歳以上のすべて
の方について2回接種ができるだけの量が国から供給される見込み
となっております。

64歳以下の方を対象とした接種のスケジュールにつきましては、
今後のワクチン確保の見通しを踏まえて、7月上旬には、町民の皆
様にお伝えしていきたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項について報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、JR客車移設事業について報告いたします。

昨年9月に客車収容施設の建築工事請負契約及び工事監理委託契約を締結し、当事業を進めてまいりました。客車本体については、本年3月6日から3月8日までの3日間をかけ、香川県のJR四国多度津工場から町内上町地区に移設いたしました。そして建設工事完了後の4月17日の落成式典にて関係者にお披露目し、施設の名称は「ロ481号客車展示施設」、愛称は「うえまち駅」としてオープンいたしました。

落成式典では議員の皆様を始め、JR四国の半井会長ほか、多くの来賓の皆様に御出席いただき、約50名の参加者が見守るなか、盛大にテープカットを行うことができました。施設の完成に合わせて、さかわ観光協会の事務所が旧浜口家住宅から移転し、指定管理者として施設の管理及び観光案内業務を行っていただいております。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で県外からの観光客が減少傾向にありますが、昔を知る町民が多く訪れ、かつての勇姿を懐かしみ、喜んでいただいていると伺っております。

このJR客車移設事業は、平成20年、上町地区周辺の歴史的風致維持向上計画が策定・認定されたことを契機とし、佐川町にゆかりのある客車「ロ481号」の譲渡、移設を目的として、事業化の検討がスタートしました。それから10年余り、議会の皆様からの後押しや、JR四国様を初めとする多くの皆様の御理解と御協力により、この度、無事に再移設することができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。今後は、偉大な先人が残してくれた、この「宝物」を大事に後世へつないでいくとともに、国内で唯一現存する貴重な客車をいかした上町地区及び佐川町全体の、さらなる魅力発信と観光振興を図ってまいります。

なお、当該客車展示施設の建築工事請負契約につきましては、3月31日を完成工期としておりましたが、当初想定できなかった軟弱地盤対策工事が必要となったこと、職人の手配が困難であったこと、資材の調達期間を読み誤り、結果としてガラスの納入が遅延したことなどいくつかの要因が重なり、12日おくれの4月12日完成となりました。契約相手方の工事業者に対しましては、損害賠償請求を行うとともに、契約違反を理由とした2カ月の指名停止措置を行いました。

今後は再発防止策として、工事担当職員の施工管理方法を再度確認するとともに、契約業者に対しましても工程管理の徹底を指導してまいります。

次に、牧野公園整備及び、まちまるごと植物園の取り組みについて報告いたします。

牧野公園では、四季を通じて楽しむことができるよう、平成26年度から牧野富太郎博士ゆかりの山野草の植栽を進めており、この7年間で公園内の牧野博士ゆかりの植物は、400種を超えました。また、毎週多くの方々がボランティアとして活動に参加して下さり「みんなで育てる公園」として整備され、地域住民だけでなく植物を愛する町内外の多くの皆様の憩いの場となっております。

4月24日は、牧野博士の159回目の誕生日でありました。それを記念して「牧野富太郎博士生誕祭実行委員会」による「牧野富太郎博士生誕祭」が4月24日、25日の2日間、牧野公園を主会場として開催されました。コロナ禍のもとでの開催となりましたが、植物でつくられた巨大なバースデーケーキの展示などの催しを、植物や自然、牧野博士を愛する多くの方に楽しんでいただくことができました。

次に、「牧野富太郎生誕160年記念事業」について報告いたします。

昨年12月に、佐川町・越知町・高知県立牧野植物園が発起人となり設立いたしました「牧野富太郎生誕160年記念事業実行委員会」では、牧野博士の誕生日である4月24日から「拝啓 牧野富太郎さんへ」と題し、牧野博士への手紙コンテストの募集を開始いたしました。

この事業は、来年の牧野富太郎生誕160年を機に、人間と最も関わりの深い植物に目を向け、改めて自然の素晴らしさを再発見していただくために企画したもので、生誕160年に当たる来年、令和4年4月24日には、応募作品の中から「牧野富太郎賞」などを選定し、表彰することを予定しております。

次に、「さかわぐるぐるバス」について報告いたします。

乗客数の実績は、2月が621人、3月は699人であり、この2カ月間の1便あたりの平均乗客数は2.01人となっております。

昨年と比較いたしますと、2月の乗客数は55人減、3月は15人増で、1便あたりの平均乗客数は0.15人減少しております。コロナ

禍の影響もあり、平均乗客数は減少しておりますが、町民の皆様の日常の買い物や通院など、生活に必要な交通手段として、さかわぐるぐるバスが定着しつつあるものと考えております。

本年度は、バスの車内を抗菌加工し、空気清浄機を設置することを予定しており、町民の皆様に安心して利用していただけるよう取り組んでまいります。また、ぐるぐるバスを買い物や通院だけでなく、町内の観光や飲食店などにも出かけていただけるよう広報活動に努めるとともに、町民の皆様からの御意見をお聞きしながら、安全性、利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、移住促進事業について報告いたします。

令和2年度の相談件数は134件、移住者数は17組27名となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、移住相談会が中止となるなど、面会相談の機会が減少したことで、相談件数及び移住者とも前年度と比較して減少しております。

今後はコロナ禍の中、働き方や生きる価値観の変化など、地方への移住に関心が高まっていくことが予想されますので、面会だけではなく、オンラインでの相談対応を進めてまいります。

次に、ものづくり推進事業について報告いたします。

まず、令和2年度の「さかわ発明ラボ」の運営状況について申し上げます。

一般の方に開放している「オープンラボ」の利用者数は延べ189人であり、また、依頼主から注文を受けて、ものづくりを行うコンシェルジュ事業や、施設利用料等による収入は、合計59万8千70円となっております。また、小学生を中心に人気のプログラムとして定着した「放課後発明クラブ」は、週1回水曜日コースと木曜日コースに分けて会員制プログラムを実施しており、本年度の募集では定員24名に対し、町内各地域から定員を大幅に超える小学生46名からの申し込みがありました。

前年度から、引き続きお申し込みをいただいた御家庭もあり、放課後発明クラブの認知度や満足度が向上してきたのではないかと考えております。定員から外れた応募者には、本年度、ものづくりを通じた学びの機会を充実させるために新たに実施する単発のワークショップへの参加を案内しております。

また、地域おこし協力隊のアーティストが企画監修し、佐川町の方132名に手織りで製作していただいたアマビエ108体を健康福祉

センターかわせみのロビーに、3月末から約2カ月間展示をいたしました。

この企画は、コロナ禍で、地域の恒例行事が中止を余儀なくされるなど、密を避けるため人が集まりづらい状況が続いているなかで、人が集まらなくても、みんなでひとつの作品を創りあげることができるアートの特徴をいかしたもので、レーザーカッターで加工した、誰でも簡単に手織りができる木製フレームを使い、織物で人を結ぶ住民参加のアートプロジェクトとなりました。

今後も、レーザーカッターや3Dプリンタを初めとするデジタル工作機器を活用したワークショップを開催し、ものづくりの裾野を広げていきたいと考えております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策として、拠点避難所ごとに作成しております「避難所運営マニュアル」は、昨年度までに町内全ての拠点避難所について完成いたしました。

作成にあたりましては、それぞれ拠点避難所の対象地区ごとに自主防災組織の代表者や民生委員、自治会長などから構成される避難所準備委員会を立ち上げ、事務局から提示したマニュアルの素案に対し、委員の皆様から、開設の仕方や避難者の受け入れ手順、運営方法などについて、貴重な御意見や多くの御提案をいただきながら、実効性あるマニュアルを作成することができました。

また、昨年度、作成いたしました遊学館のマニュアルに関しましては、避難所運営の際、一般の避難者と体調不良者をゾーン分けするなど、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだマニュアルとなっております。本年度は、黒岩地区と尾川地区におきまして、それぞれの避難所運営マニュアルを基に、災害時に避難所がより効果的に運営できるよう、住民の皆様による避難所運営訓練を行いたいと考えております。

また、訓練を通じて、御意見をいただき、災害時に、より実効性の高いマニュアルとなるよう、マニュアルの改訂を行いたいと考えております。改訂を行う際には、感染症対策や要配慮者への対応などを盛り込み、より実態に即したマニュアルとなるよう努めてまいります。

次に、防災行政無線の更新について報告いたします。

昨年度は、災害時に現場や避難所との通信手段となる移動系防災行政無線の整備を完了いたしました。

本年度におきましては、佐川町の防災情報の閲覧や緊急時などにプッシュ型で情報を提供することができる防災アプリの導入、また、各地区に設置しております同報系防災行政無線の子局の更新を初めとした整備を進め、佐川町防災行政無線システムの更新を完了する予定です。

次に、税務課の所管事項でございます。

令和3年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の「納税通知書」の発送について報告いたします。

固定資産税につきましては、4月1日に発送いたしまして、前年度と比較し、件数で11件減の7,293件、課税額は、2,325万6,600円減の5億177万8,700円となっております。

軽自動車税につきましては、5月7日に発送いたしまして、前年度と比較し、件数で57件増の8,892件、課税額は、140万6,300円増の5,995万8,700円となっております。また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を5月14日に、普通徴収および年金特別徴収に係る分を6月1日にそれぞれ発送いたしました。

前年度と比較し、件数で41件減の5,768件、課税額は728万7,300円減の4億3,368万4千円となっております。なお、収納につきましては、年2回発送しております催告書を4月9日に発送いたしました。発送件数は前年度と比較し68件減の57件となっております。

昨年に引き続き、件数が減少しておりますのは、町民の皆様が、納期内納付に御理解いただいているものと感謝しております。

今後も、適正な課税と公平な徴収に取り組むとともに、自主納付と納期内納付の広報活動にも力を入れ、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、国民健康保険税の減免について、報告いたします。

前年度実施しました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免申請の実績は、申請件数で15件、減免金額は、296万5千円となっております。

この減免金額に対する国の財政支援は、10分の10の全額支援となっておりますが、本年度は、各市町村の調整対象需要額に対する減免総額の割合に応じて財政支援の率が決定されることとなり、

佐川町の国の支援は前年度実績で試算すると、10分の2となります。このため、減免を実施すると減免額の10分の8は町の単独費で対応することとなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少することが見込まれる方への支援として、本年度も前年度同様に減免措置を実施してまいります。

また、国民健康保険税のほか、後期高齢者医療保険料と介護保険料も前年度と同様に減免措置を実施するよう現在、準備を進めているところであります。なお、住民の皆様には、7月号の広報や納税通知書に御案内文書を同封するなどして御案内いたします。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場に関する取り組みについて、報告いたします。

2月の住民説明会以降、環境保全協定の締結に向けた取り組みを進めております。この協定は、令和元年7月2日に高知県と佐川町が締結しました確認書に基づき、管理型産業廃棄物最終処分場及び施設への進入道路の整備並びに管理・運営に関する具体的な事項を定めることにより、町民の皆様の安全の確保と生活環境の保全を図ることを目的とするものであります。住民の皆様から、御意見をお聞かせいただきながら、協定書の案を作成し、施設本体や進入道路の工事着工までに、高知県、公益財団法人エコサイクル高知及び佐川町の3者で協定を締結したいと考えております。

3月10日には、3者の連名で、環境保全協定に関するアンケートを、加茂地区の全戸460世帯に送付させていただきました。

このアンケート調査では、協定に盛り込むように考えている内容をお示しし、3月末までに御意見や御質問をいただくようお願いいたしました。その結果、住民の皆様より、協定に関する御意見について2通6件、その他に関することについて6通15件、合計8通21件の回答をいただきました。

協定に関することにつきましては、施設外部への漏水の確認方法に関する要望や環境監視結果等の情報公開のあり方についての御質問や御意見、また、地域住民の意見を反映する仕組みが絶対に必要であるとの御意見をいただきました。その他に、施設の設計・工事等に関して9件、周辺安全対策・地域振興策に関して4件、施設の運営に関して1件、その他施設整備に関して1件の御意見をいただいております。

これらの皆様からの貴重な御意見等を踏まえ、高知県、公益財団法人エコサイクル高知及び佐川町の3者で協議を行い、環境保全協定書の素案を作成いたしました。この協定書の素案につきましては、本議会中に議員の皆様へ、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

アンケート調査にお寄せいただいた御意見の要旨と、それに対する高知県、公益財団法人エコサイクル高知及び佐川町の考えを記載しました調査結果も同封し、5月17日付けで加茂地区全戸459世帯に送付させていただきました。

今後は、7月下旬以降に予定しております住民説明会において、協定書の素案について御意見をお聞きかせいただくとともに、説明会終了後には2回目のアンケート調査を実施し、住民の皆様の声を十分に反映したうえで、環境保全協定を締結したいと考えております。

次に、特定健康診査について報告いたします。

国民健康保険事業における令和2年度の特定健診の受診率につきましては、34.17%となっており、令和元年度の同時期の受診率41.06%と比較いたしまして、6.89ポイント下回っております。

この結果は、例年400人ほどが受診している6月の健康福祉センターかわせみでのセット健診を、昨年は新型コロナウイルス感染予防のため、中止せざるを得なかったことが、大きく影響しております。

本年度は、感染予防に配慮したセット健診を、健康福祉センターかわせみで、6月と9月に合計6日間実施する予定であり、6月のセット健診には既に約360人の方にお申し込みいただいております。

今後につきましても、関係機関と協力、連携し、安心して健診を受けることができる機会を確保してまいりたいと考えております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症が大変心配される状況ではありますが、町民の皆様におかれましては、感染予防対策をしっかりこころながら、普段の生活の中で、疾病予防や健康づくりに努めていただき、年に1回は、自分の健康状態を確認するために健診を受診していただきますよう、お願いいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症対策の個人向けの支援について報告いたします。

コロナ禍が続く中で、佐川町独自の支援策として、昨年度に引き続き、次世代を担う新生児の健やかな成長を応援するとともに、家族の経済的負担を軽減することを目的に、新生児特別定額給付金を支給することといたしました。

対象者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに生まれ、佐川町に住民登録された子供とし、支給額は、昨年度と同様に新生児1人につき10万円を予定しております。また、国の施策として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金」が支給されます。このうち、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯向けの給付金は県より、それ以外の住民税非課税世帯向けの給付金は佐川町より支給することとされており、支給額は、いずれも児童1人当たり一律5万円となっております。

新生児特別定額給付金及び低所得の子育て世帯支援特別給付金の町支給分につきましては、6月補正予算案に計上させていただいております。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

佐川町社会福祉協議会が設立した「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」における事業者向けの支援策について報告いたします。

まず、「チーム佐川営業時間短縮要請対応臨時給付金」についてであります。

この給付金は、高知県が年末年始に営業時間短縮を要請した飲食店の取引先などを対象に支給する「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」の給付の決定がされた事業者に対しまして、法人には20万円、個人には10万円の給付金を給付するものでありますが、県の給付金の申請受付期間が延長されたことに伴い、本町におきましても申請期限を7月30日まで延長して受付を行っております。5月31日までに法人7件、個人11件、合計で250万円の申請を受け、給付を実施いたしました。

この給付金を初め、感染拡大の影響を受けている事業者に対しては、これまでも国の持続化給付金への上乗せや感染予防対策への支援などを行ってまいりましたが、コロナ禍が始まって1年以上が経過し、なお感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、今回、町として新たな支援策をこうじることといたしました。

事業者向けの支援策の考え方としては、第1に感染予防の徹底、第2に事業の継続と雇用の維持、第3に経済活動の回復、第4に社会の構造変化への対応という4つの局面に対応して組み立てております。

第1の、感染予防の徹底に関しては、県内において高知市、四万十市で飲食店などに、午後8時までの営業時間短縮の要請も再度されたところでもあることから、町内におきましても感染の発生が否定できない状況になっていることを踏まえ、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守していただいている飲食店の事業者に対し、10万円を基本に支援することを検討しております。本年度の支給要件につきましては、現在、県において店舗の認証制度が検討されておりますので、その内容も見きわめたうえで、基金の運営委員会にお諮りして決定したいと考えております。

第2の、事業の継続と雇用の維持のための対策として、コロナ禍によって各種の給付金等を受けてもなお年間の所得が大きく減少した個人・法人の事業者に対して減少額に応じた給付金を支給いたします。

対象は町内事業者のうち、これまでに持続化給付金、高知県休業等要請協力金、営業時間短縮要請協力金などを受給し、かつ感染拡大の影響によって所得が100万円以上減少した事業者で、給付額は所得減少金額の20%相当額とし、100万円を上限に給付したいと考えております。

これら2つの施策は、これまでと同様に「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」を通じて実施いたします。

更に、生活に困っている住民の暮らしを守り支えることを目的とし、町民税の非課税世帯を構成する個人向けに、商品券を配布することといたしました。これは、町内全ての店舗で使用できる商品券を、1人あたり3千円分配布する内容で、対象者は約4,800人を想定しており、関連する経費につきましては、6月補正予算案に計上いたしております。

なお、18歳未満の対象者につきましては、「低所得の子育て世帯向け生活支援給付金制度」がございますので、商品券ではなく給付金として支援することといたしております。

第3の、経済活動の回復に関しては、プレミアム付き商品券事業と町内スタンプラリー事業を実施したいと考えております。

プレミアム商品券事業につきましては、昨年同様 50%のプレミアとし、飲食店を含む商店の売り上げ回復と、量販店でも使用できる商品券を加えて個人の生活支援にもつながるようにしたいと考えております。販売数は1万2千冊を予定しており、昨年度8千冊の1.5倍を販売する予定です。また、商店街スタンプラリー事業も昨年同様の規模で、並行して実施いたします。

事業の実施により、売り上げの向上はもちろんですが、それぞれの店の魅力を来店したお客さんに伝え、継続的な消費増加につながることを期待しております。

第4の、社会の構造変化への対応といたしまして、新しい生活様式および社会構造の変化に対応した商品の開発、加工、販路拡大等の取り組みを実施する事業者に対し、新たに補助金制度を創設したいと考えております。

対象となる事業は取り組みが国または県事業に位置づけされている、もしくは交付決定されている事業とし、町が補助金を、4分の3を限度に上乘せすることで、町内事業者の新しい取り組みをしっかりと応援してまいります。

次に、道の駅事業について報告いたします。

道の駅の基本設計につきましては、3月定例会にて御報告させていただきましたように、1月から町民の皆さまとワークショップを開催し、様々な御意見をいただきながら進めているところであります。

3月定例会以降、3月30日と4月20日にワークショップを開催し、道の駅の建物内部や建物の南側に位置する芝生広場に対する御意見をたくさんいただきました。

いただいた御意見を可能な限り反映させた基本設計が間もなく完成する予定でありますので、6月20日の午前10時から桜座で報告会を開催する予定としております。開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により判断したいと考えておりますが、開催できる場合には、議員の皆様を初め多くの方に御参加いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

基本設計の完成は6月末を予定しており、実施設計につきましては、引き続き若竹まちづくり研究所・STUDIO YY・ワークステーション設計共同企業体と随意契約により7月から着手する予定としております。

今後も令和5年4月のオープンに向け、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、基幹品目の振興について報告いたします。

4月24日、青源寺におきましてJ A高知県佐川支所苺部会、西日本電信電話株式会社、佐川町及び高知県の4者で「佐川いちごから広がるICTを活用した農業振興と地域活性化に関する連携協定」を締結いたしました。

町の基幹品目の一つであるイチゴは、流通業者の中でも特に美味しいと高い評価を得ております。

この佐川いちごにICTを活用した植物工場によるビジネスを検討していたNTT西日本が着目し、佐川いちごを植物プラントで栽培するプロジェクトが2019年2月に立ち上がり、これ以降、苺部会によるデータの提供や助言等の取り組みが行われてまいりました。

部会といたしましては、取り組みを通じて新規に就農しやすい環境の模索を行い、担い手育成・確保を目指すこととしております。

町といたしましても、「植物を中心としたまちづくり」を進めていくうえで、新規就農者の確保や「佐川いちご」のPR、さらにはICTを活用した産業を学べる環境づくりなどにも有効と考え、この事業を支援していくこととし、この度、連携協定を結んだものであります。

今後は、苺部会及びNTT西日本には、プラント産イチゴの品質向上や、植物工場新設に伴う生産体制の安定化に取り組んでいただきたいと考えております。また、植物工場での生産が軌道に乗れば、町内での植物工場建設も検討されており、蓄積されたノウハウやICTを活用することで、既存農家の生産技術の向上や労力の軽減、新たなイチゴ農家の就農などにつながるものと期待しております。

この取り組みを着実に推進するため、町では現在、地域おこし協力隊を募集しているところであり、新たな人材を核として基幹品目である佐川いちごの振興による地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

水道事業について報告いたします。

平成29年度からの5カ年計画に基づき、進めております町中心部の基幹管路の耐震化工事につきましては、本年度が最終年度となり、中本町から富士見町にかけての約400メートル区間を令和4年1月

末の竣工を目指し、実施することとしております。

また、拠点避難所に指定されております斗賀野小学校への配水管につきましても、東組交差点から約 470 メートル区間の耐震化工事を実施することとしております。

本年度の工事区間は、ともに量販店や商店、また、交通量も多いことから、住民の皆様には御不便、御迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払い、工事を進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

計画的な水道施設の整備に要する費用を確保するため、4月から水道料金を約 20%引き上げる改定をしております。

利用者の皆様には、御負担をお掛けすることとなりますが、着実に水道施設の耐震化を実施し、地震による断水などのリスクを軽減するためにも必要な改定となっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて報告いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年2月以降、教育施設や高齢者施設でのクラスター発生が報告されており、国や自治体で収束を目指して取り組んでおりますが、幸いにして町立小中学校や社会教育施設における感染は見られておりません。

昨年度は、小中学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室では、保護者の協力を得ながら、3密を避け、マスクの着用や消毒の励行など、感染防止対策を実施してまいりました。

本年度も引き続き、学校行事を簡素化するなどの対策を継続しながら、感染症の予防に努めてまいります。各小中学校の修学旅行につきましても、教育委員会と校長会が策定した「修学旅行における感染症予防対策方針」に基づき適切に対応してまいります。

この方針の内容は、当面の実施の可否を保護者と協議しながら、本県と旅行予定先の状況を勘案して判断することや、旅行前と旅行中に徹底した感染対策を実施するなどにより、児童生徒への感染防止を第一としながら、修学旅行の目指すところを実現しようとする

ものであります。なお、宿泊訓練などの校外活動につきましても、この方針を準用しながら教育効果を上げるように努めてまいります。

今後、小中学校や社会教育施設につきましては、感染の防止に十分留意しながら、可能な限り、活動を充実させる方策を考え、進めてまいりたいと考えております。

次に、町総合文化センターの大規模改修工事について報告いたします。

改修工事につきましては、昨年8月の着工以来順調に工事が進み、3月末に完了いたしました。

この改修により、施設の老朽箇所が補修され、長寿命化が実現するとともに、トイレの快適化、照明のLED化、エアコンの更新など研修や会議のための設備が整い、利便性が向上しております。

今後は、町民の皆様が快適に御活用いただけるものと考えております。

次に、佐川町出身で近代土木の先駆者と言われる廣井勇博士の顕彰事業について報告いたします。

「廣井勇を顕彰する会」から御寄付を受けた銅像につきましては、佐川文庫庫舎前広場に建立し、4月17日に「廣井勇を顕彰する会」とともに除幕式を実施いたしました。

コロナ禍ということで、記念行事等は縮小いたしました。小雨のなか各方面の皆様が御出席をいただき、盛大に開催することができました。また、隣接するロ481号客車展示施設内には博士顕彰コーナーを設置し、博士の業績を紹介しております。

今後、町立小中学校で博士をテーマにした授業を実施するなど、町といたしましても、この銅像建立を契機に、郷土の偉人である廣井勇博士の顕彰にさらに努めてまいります。なお、この事業に關しまして、「顕彰する会」から町に対して、銅像とともに496万8,214円の御寄付をいただいております。この場をお借りして、心から感謝申し上げますとともに、今後、広報用映像の制作など博士の顕彰のために活用させていただきます。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症に対する高北病院の院内感染防止対策について報告いたします。

高北病院では、昨年度から引き続き、来院者全員に体温測定と手指消毒への御協力をいただいております。発熱者もしくは感冒症状

のある患者さんにつきましては、救急入口前に設置いたしました発熱外来用施設において問診を行い、他の患者さんと交わらない動線で「発熱外来診療」を行っております。

また、高齢の患者さんが多く入院されております高北病院では、より厳格な感染予防が必要であり、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、面会制限や面会禁止を続けております。関係者の皆様には大変御不安や御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が3件、議案が12件となっております。

御審議のうえ、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で、行政報告を終わります。

ここで本定例会の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、12番、永田耕朗君、13番、西村清勇君を指名します。

日程第5、報告第3号、令和2年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第7、報告第5号、令和2年度佐川町水道事業会計予算繰越計算書についてまで、以上3件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道）

それでは報告案件について御説明申し上げます。報告第3号、令和2年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費に係る経費として、総額4億8,931万5,118円を翌年度に繰り越したことを地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号、令和2年度佐川町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計の事故繰越に係る経費を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。事故繰

越の内容につきましては移住促進事業の 435 万 7,629 円は債務不履行により年度内の完成が不可能となったため、歴史まちづくり整備事業の 655 万 3,657 円は債務不履行及びその影響に伴い、施設への設置が困難になったことにより年度内の完成が不可能となったため、それぞれ繰り越したものであります。

報告第 5 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和 2 年度佐川町水道事業会計に係る資本的支出予算のうち、建設改良費 550 万円を翌年度に繰り越したことを地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものであります。

報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 8、議案第 49 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 19、議案第 60 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、以上 12 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案について御説明申し上げます。議案第 49 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 2 億 5,153 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 82 億 5,605 万 8 千円とするものであります。

議案第 50 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 36 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 4,002 万 3 千円とするものであります。

議案第 51 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 338 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,375 万 4 千円とするものであります。

議案第 52 号、令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 80 万 9 千円減額

し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,568 万 9 千円とするものであります。

議案第 53 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入予算及び資本的収入支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を 2 億 22 万 5 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 5,528 万 6 千円、支出 2 億 8,174 万 9 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 54 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和 2 年 6 月 12 日に交付され、12 月 12 日より施行されたことに伴い、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては厚生労働省の事務連絡に基づき、令和 3 年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施することに伴い、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

議案第 56 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で、四ツ白・二ツ野地区の橋梁を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 57 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で、中野・瑞応地区の町道及び橋梁を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で長竹・横山地区の町道・橋梁及び産業振興施設並びに、集会施設を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関

する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

議案第59号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、総合整備計画書の公共的施設の整備計画の町道整備について、事業費・財源内訳及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を変更するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第60号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、総合整備計画書の公共的施設の整備計画の町道・橋梁整備について、事業費財源内訳及び一般財源のうち辺地対策債事業債の予定額を変更するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

説明は以上でございます。なお、各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

ここで、25分まで15分間休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは議案第49号、令和3年度佐川町一般会計補正予算（第3号）につきまして主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の5ページをお開きください。5ページになります。

5ページは第2表の地方債補正となっております。今回限度額の変更ということになっております。表の1番上の事業となります町道施設整備事業につきましては今回の補正におけます地方道路交付金事業の補正に伴い、限度額を1,360万円増額いたしまして2億960

万円とするものとなっております。

その下の役場庁舎非構造部材等耐震化事業につきましては債務負担行為を設定し、令和3年度までの2年間事業として実施しており、本年度の支払事業費の増に伴い限度額を990万円増額し、8,350万円とするものであります。

その下の道の駅整備事業につきましては今回の補正における用地購入費の補正に伴い限度額を1,350万円増額し、5,140万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては令和3年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

続きまして歳出から主なものについて説明をさせていただきます。歳出の補正につきましては給料や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますが、これは主に4月の人事異動などによります人件費の補正でありまして、その分につきましては説明を省略させていただきます。

事項別明細書の16ページ17ページをお開きください。16ページ17ページになります。

17ページの上から3段目になります。2款1項4目企画費、17節備品購入費の183万9千円。こちらのほうは地域住民の学びの機会を確保するため町内4地区の集落活動センター及び夢まちランドにiPadとテレビモニター接続機器を設置するための購入費となっております。iPadは1カ所に各5台、テレビモニター接続機器は1カ所に各1台設置することとしております。

その3段下になります。11目新型コロナウイルス対策費、これの1節の報酬から8節の旅費までと10節需用費の説明欄の消耗品費とその下の印刷製本費のうち95万円、そしてその下の11節役務費のうちの20万円、これを合計いたしました800万円は昨年度に引き続き、本年度もスタンプラリーを実施するための事業に従事する会計年度任用職員の人件費やスタンプラリーの景品、事務費用となっております。12節委託料の説明欄、新型コロナウイルス感染拡大対策プレミアム付商品券委託料3,780万円は昨年度に引き続き、本年度もプレミアム付商品券を発行するための委託料です。佐川町商工会へ委託する予定としております。

その下の住民税非課税世帯向け商品券業務委託料1,562万円は、生活に困っている住民の暮らしを守り、支えることを目的とし、町

民税の非課税世帯を構成する個人向けに商品券を配布するための委託料です。佐川町商工会へ委託する予定としております。その下のRKKシステム改修業務委託料50万円はこの商品券配布に係るシステム改修業務委託料となっております。また、関係事務費といたしまして、10節需用費説明欄の印刷製本費のうち13万8千円と11節役務費のうち249万6千円を計上しております。

なお、対象者は平成15年4月1日以前に生まれた方で、町民税の非課税世帯の個人となっております。一人当たり3千円の商品券となります。ただし、課税されている方の被扶養親族等や生活保護受給者の方は除きます。

次に下から2段目になります。18節負担金・補助及び交付金の説明欄、チーム佐川支えあい補助金3千万円は昨年度に続き佐川町社会福祉協議会が設置しましたコロナに負けんチーム佐川支えあい基金への補助金となっております。

その下の新規事業支援事業費補助金1千万円は地元酒造メーカーの新商品開発などへの補助金となっております。

その下の佐川町バス等新型コロナウイルス対策補助金495万4千円は町内のタクシー路線バス及び観光バスの感染症対策について車両の感染症対策の一部を助成するものとなっております。

続きまして18ページ19ページをお開きください。

18ページの中ほどになります。4項、2目衆議院議員選挙費292万4千円は投票所の増設や衆議院議員選挙の投票用紙の種類、数ですけれども、数などから必要と考える投票用紙の交付機10台を購入するものとなっております。

その下の段になります、3目町長及び議会議員選挙費の補正額435万5千円は一定の金額を限度として選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用を町が負担する経費につきまして当初予算にも一部計上しておりますけれども、今回増額補正をするものとなっております。

続きまして20ページ21ページをお開きください。

21ページの上から4段目になります。3款、1項、8目介護保険特別会計操出金、27節操出金の2,646万5千円は主として消費税が10%に引き上げられたことに伴い、消費税を財源として行う介護保険料に係る低所得者保険料軽減のための操出金となります。低所得者に係る介護保険料を減額し、減額となった保険料を補填するもの

です。

歳入で説明いたします。国、県からの負担金に町の負担分を加えて繰り出すものとなっております。

同じページの中ほどから下のほうになります、3項、2目児童福祉費、10節需用費の2万1千円、そしてその下の段の11節役務費3万9千円、その下の段の12節委託料73万3千円、その下の段の18節負担金・補助及び交付金の説明欄、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金1,150万円は低所得者のひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯向けの給付金関係経費となっており、給付金は児童一人当たり一律5万円を支給するものとなっております。

同じ18節負担金・補助及び交付金の説明欄、佐川町新生児特別定額給付金700万円は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、町民の出産後の経済的な支援及び子供の健やかな成長を応援するため、新生児を対象に一人につき10万円を支給するものとなっております。給付対象者は令和3年4月1日から令和4年3月31日までに生まれ、出生の事由で佐川町に住民登録をした子供となります。

続きまして24ページ25ページをお開きください。24ページ25ページになります。

25ページの1番上の段になります。5款、1項、3目農業振興費、12節委託料の936万1千円、このうち826万1千円は基幹作物等の産地化や担い手への集積等を明確にし、地域に応じた生産、経営強化による活性化を図る計画となる人・農地プランを作成するための委託業務となっております。残りの110万円は計画作成に必要な位置情報がデジタル化されていない圃場整備地の位置情報を数値化するための委託業務となっております。

同じ25ページの中ほどになります。6款、1項、1目商工振興費、12節委託料581万9千円は道の駅の芝生広場法面等の実施設計委託料548万9千円と道の駅用地の青線、赤線の用途廃止及び表示登記の必要書類作成委託料33万円となっております。

その下の段の16節公有財産購入費の1,350万1千円は道の駅建設予定地に隣接する畑の購入費となっております。

その下の段の18節負担金・補助及び交付金の説明欄、外国人観光客受入環境整備補助金200万円は町内の観光果樹園が観光客受け入

れに必要なトイレを整備するものに対しての県単独事業の補助金となっております。現在新型コロナウイルスの影響で外国人観光客につきましてはほぼいない状況ではありますが、新型コロナウイルスからの回復後に備え、トイレの整備とトイレへの案内を多言化対応などにするものです。

26 ページ 27 ページをお開きください。

27 ページの 1 番上の段になります。7 款、1 項、3 目道路橋梁新設改良費、12 節委託料の 1,600 万円とその下の段の 14 節工事請負費 1,500 万円は地方道路交付金事業となり、例年要望額に対しまして 60% から 70% の配分であったものが本年度は要望額の 100% 配分であったため対象経費を増額するものとなっております。

次に 28 ページ 29 ページをお開きください。

29 ページの中ほどの表になります。9 款、2 項、1 目学校管理費、10 節需用費の 297 万 6 千円は新型コロナウイルス感染症の感染防止のための町内小学校への消耗品購入費となっております。

そこから 4 つ下の段になります。2 目教育振興費、13 節使用料及び賃借料の 234 万 1 千円は町内小学校の修学旅行、社会科見学などの学校行事のバス借上料等につきまして新型コロナウイルス感染症の感染対策のために借上台数を増やす等の費用となっております。

次に 1 番下の表になります。3 項、1 目学校管理費、10 節需用費の 160 万円は先ほどの小学校と同様に新型コロナウイルス感染症の感染防止のための町内中学校への消耗品購入費となっております。

その 2 つ下の段になります。2 目教育振興費、13 節使用料及び賃借料の 233 万 9 千円は先ほどの小学校と同じく町内中学校の修学旅行、社会科見学などの学校行事のバス借上料等につきまして新型コロナウイルス感染症の感染対策のために借上台数を増やす等の費用となっております。

続きまして 30 ページ 31 ページをお開きください。

上から数えまして 5 段目になります。4 項、6 目文化振興費、17 節備品購入費の 203 万 4 千円は学校の文化行事や町内イベントなどで使用いたします展示用パネルを更新するための費用となっております。その下の段になります。7 目青山文庫運営費、14 節工事請負費の 102 万 6 千円は青山文庫の収蔵庫のエアコン及び照明器具の取り替えとなっております。

次に下から数えまして 3 段目になります。10 目文化会館費、14 節

工事請負費 223 万 3 千円は、桜座舞台機構の天井音響反射板及び正面音響反射板の昇降マシンの更新とオペラカーテンの昇降、斜め絞り用インバーターユニットの更新となっております。

歳出の説明は以上となります。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

10 ページ 11 ページをお開きください。10 ページ 11 ページになります。

11 ページの 1 番上になります。14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金、2 節社会福祉負担金の説明欄、低所得者保険料軽減費負担金の 1,397 万 1 千円は、消費税増税に伴う介護保険料にかかる低所得者保険料軽減費の国の負担金となっております。

その下の表の 1 番上になります。2 項、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉補助金の 1,249 万 7 千円は、歳出で説明をいたしました低所得者の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金関係経費に対する補助金となっております。

その下の 4 目、土木費国庫補助金、2 節地方道路交付金の 1,689 万 5 千円は歳出で説明をいたしました、地方道路交付金事業に対する国からの負担金となっております。

その 1 つ下と 2 つ下の 5 目教育費国庫補助金、1 節中学校費補助金 80 万円と 3 節小学校費補助金 180 万円は、歳出で説明をいたしました新型コロナウイルス感染症の感染防止のための町内小中学校への消耗品購入費に対する補助金となっております。

その下の段になります 8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 8,559 万 3 千円は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう交付されるものとなっております。

その下の表になります、15 款、1 項、1 目民生費県負担金、2 節社会福祉負担金 698 万 5 千円は、国庫負担金でも説明いたしました消費税増税に伴う介護保険料に係る低所得者保険料軽減費のこちらは県の負担金となっております。

その下の表の 2 段目になります。2 項、9 目商工費県補助金、1 節商工費補助金の 200 万円は、先ほど歳出で説明いたしました外国

人観光受入環境整備補助金に対する補助金となっております。

その下の表になります。3項、1目総務費委託金、5節選挙費委託金の292万4千円は、歳出で説明いたしました衆議院議員選挙費で説明をいたしました投票用紙の交付機購入にかかる委託金となっております。

その下の表になります。18款、1項、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金の7,088万5千円は、今回の補正における歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものです。

12ページ13ページをお開きください。

1番上の段になります。21款、1項、1目土木債、1節道路橋梁債の説明欄、辺地債1千万円とその下の公共事業等債（道路橋りょう事業）360万円は、対象経費となります地方道路交付金事業の補正に伴い増額するものとなっております。

その下の段になります。9目総務債、1節一般施設整備事業債の990万円は対象経費となります役場庁舎非構造部材等耐震化事業について債務負担行為を設定し、令和3年度までの2カ年事業として実施しており、本年度の支払事業費の増に伴い増額するものとなっております。

その下の段になります。11目商工債、1節商工振興債1,350万円は対象経費となる道の駅整備事業における用地購入費の補正に伴い増額するものとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

町民課長（片岡和子君）

それでは議案第50号、令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算書の事項別明細書10ページ11ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

1番目の表の1款、1項、1目一般管理費29万2千円及び次の表の1款、2項、1目賦課徴収費6万8千円につきましては4月の人事異動に伴い給料、職員手当等の増額補正を行うものです。

次の表の7款、1項、9目その他償還金につきましては令和2年度の国民健康保険保険者努力支援交付金事業費の精算に伴い、償還金が必要となったため3万円の増額補正を行い、1番下の表、8款、1項、1目予備費を3万円減額補正するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。ページ戻りまし

て8ページ9ページをお開きください。

5款、1項、1目一般会計繰入金につきましては歳出の職員給料、手当の減額に伴い36万円の増額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方からは議案第51号、令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算の第1号の御説明をさせていただきます。

補正予算書の12ページ13ページをお開きください。歳出の説明になります。

今回の補正につきましては主な内容としては4月の人事異動に伴います人件費の補正、健康福祉課の介護保険係と地域包括支援センター係の関係職員の異動によるものとなっております。それ以外の補正につきましては1番最後の段になりますが、3款、4項、1目一般介護予防事業費の一般介護予防事業の委託料4万5千円の増額です。これにつきましてはふれあいサロンの参加者につきまして見込みより増となっておりますので、その分の対応をするための増額補正予算となっております。

続きまして歳入の御説明をさせていただきます。8ページ9ページになりますがお開きください。

まず、上の段になりますが、1款、1項、1目第一号被保険者保険料の合計して2,794万3千円の減額、これにつきましては消費税10%引き上げに伴います低所得者の保険料軽減というものが今年度も実施されるということが決まりましたので、それに伴います減額になっております。

その減額に対応しまして1番下の段になりますが、7款、1項、4目低所得者保険料軽減繰入金、これ2,794万3千円。その保険料の減額の相当分につきまして一般会計からの繰り入れを受けるものということで補正を組んでおります。

それ以外につきましては歳出で申しましたとおり人件費、人事異動に伴います歳出予算の増減に伴うものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（片岡和子君）

それでは議案第52号、令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算書の事項別明細書の10ページ11ページをお開きくださ

い。

歳出から説明をさせていただきます。

1 款、1 項、1 目一般管理費につきまして、4 月の人事異動に伴い給料、職員手当等合計 80 万 9 千円の減額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。ページ戻りまして 8 ページ 9 ページをお願いします。

3 款、1 項、1 目職員給与費等繰入金につきまして、歳出の職員給料手当等の減額に伴い、80 万 9 千円の減額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは私のほうから議案第 53 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算書（第 1 号）の 1 ページをお開きください。

議案本文にありますとおり、この補正は令和 3 年度佐川町水道事業会計予算に定めております第 3 条収益的収入、第 4 条資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただきますものであります。

7 ページ 8 ページをお開きください。事項別明細書でございます。

ページが前後して申し訳ございませんが、まず、8 ページ、資本的収入及び支出の下の表をご覧ください。

支出 1 款、1 項、1 目拡張工事費につきましては上郷及び鳥の巣地区の住民から要望のありました配水管の布設にあたり、4 月 28 日に上下水道運営委員会を開催し、委員会での調査審議を経まして、配水管を整備することについて出席委員全員の了承を得ましたので、配水管付設工事費としまして 1,980 万円、実施設計委託料としまして 317 万 9 千円、合計 2,297 万 9 千円の増額補正を行うものであります。

上の表をご覧ください。

収入、1 款、3 項、2 目加入負担金につきましては先ほど説明させていただきました上郷及び鳥の巣地区での配水管布設工事の竣工後に一戸当たり 3 万 3 千円、加入見込み数 6 戸の加入負担金としまして 19 万 8 千円の増額補正を行うものであります。

次に 7 ページをご覧ください。

収益的収入の表でございます。収入 1 款、2 項、4 目消費税及び地方消費税還付金につきましては今回の資本的収入及び支出にかか

る補正額のうち、支出にかかる消費税額から収入にかかる消費税額を引いた金額が納税計算において仕入控除対象税額となるため、還付金としまして207万1千円の増額補正を行うものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から議案第54号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。

この条例は佐川町議会議員及び佐川町長の選挙において選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第1条、第1条は趣旨となっておりまして、公職選挙法の関係条項等の規定により選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとなっております。

第2条は選挙運動用自動車の使用の公営となっており、候補者はこの条で定められている金額の範囲内で選挙用自動車を無料で使用することができることが定められております。ただし、当該候補者にかかる供託物が公職選挙法の関係条項の規定により町に帰属することとならない場合に限るとなっております。

第3条は選挙運動用自動車の使用の契約締結の届け出となっており、第2条の適用を受けようとする者は一般乗用旅客自動車運送事業者やその他の者との間において選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結し、佐川町選挙管理委員会が定めるところによりその旨を同委員会に届け出なければならないことが定められております。

なお、一般乗用旅客自動車運送事業者は一般にタクシー会社と呼ばれている者、また、その他の者ですが、このその他の者から除かれる者、除かれる者は後ほど説明をいたします第4条、第2号に規定する契約を締結する場合に第2条の適用を受けようとする者と、言うたら候補者ですね、候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行わない者となっております。この除かれる者以外がその他の者となりますので、友人、知人などはその他の者に含まれます。

議案の説明会時にはレンタカー会社の人だけみたいな感じで間違った説明をいたしておりました。訂正をいたします。その他の者は友人、知人などはその他の者に含まれるということになっております。含まれないのは先ほど言いました生計を一にする親族のうち当該契約に係る業務を業として行わない者、この者だけがその他の者に含まれないということになります。

第4条は選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続となっております。町は候補者が先ほど説明をいたしました第3条の契約に基づき当該契約の相手方である一般旅客自動車運送事業者やその他の者に支払うべき金額のうち、この条の第1号と第2号に定める金額を一般旅客自動車運送事業者やその他の者からの請求に基づき支払うことが定められております。

ただし、先ほどの第2条で説明しましたとおり、当該候補者にかかる供託物が公職選挙法の関係条項の規定により町に帰属することとならない場合に限るとなっております。この4条の第1号は一般旅客自動車運送事業者との運送契約の場合の金額となっております。第2号は第1号以外の契約である場合の金額となっております。

アは当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合、イは当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、ウは当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合となっております。

第5条は契約の指定となっております、先ほど説明をいたしました第1号の契約と第2号の契約、この2つの契約が同一の日いずれもが締結されているときは当該日につきましては当該候補者の方が指定しますいずれか1の号に定める契約のみが締結されているとみなしまして第4条の規定を適用することが定められております。

第6条は選挙運動用ビラの作成の公営となっております、候補者はこの条で定められている金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができることが定められております。この場合におきましても先ほどから出てきております第2条、但し書きの規定を準用することとなっております、当該候補者にかかる供託物が公職選挙法の関係条項の規定により、町に帰属することとならない場合に限るとなっております。

第7条は選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出となっております、第6条の適用を受けようとする者はビラの作成を業とする者との間

において、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、佐川町選挙管理委員会が定めるところによりその旨を同委員会に届け出なければならないことが定められております。

第8条は選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続となっており、町は候補者が先ほど説明をいたしました第7条の契約に基づき、当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうちこの条に規定する金額を当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき支払うことが定められております。これも先ほどから繰り返し説明しております当該候補者に係る供託物が公職選挙法の関係条項の規定により町に帰属することとならない場合に限るとなっております。

第9条は選挙運動用ポスターの作成の公営となっておりまして、候補者はこの条で定められている金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができることが定められております。この場合においては先ほど来の当該候補者に係る供託物が公職選挙法の関係条項の規定により町に帰属することとならない場合に限るとこの条でもなっております。

第10条は選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届け出となっておりまして、第9条の適用を受けようとする者はポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結し、佐川町選挙管理委員会が定めるところによりその旨を同委員会に届け出なければならないことが定められております。

第11条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担及び支払手続となっており、町は候補者が先ほど説明いたしました第10条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうちこの条に規定する金額を当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき支払うことが定められております。これも先ほど来と同様、当該候補者に係る供託物が公職選挙法の関係条項の規定により帰属することとならない場合に限るとなっております。

第12条は委任となっておりまして、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは議案第55号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について御説明をさせていただきます。

参考資料第 55 条関係の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の第一号被保険者に係る介護保険料の減免措置を実施するため改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、附則の第 11 条、第 1 項におきまして、減免対象となる保険料を令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の期限が定められている保険料に改めるもので、その他の改正につきましては文言の修正によるものとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは議案の第 56 号から議案の第 60 号まで説明をさせていただきます。

まず、議案の第 56 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で四ツ白・二ツ野地区の橋梁を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条、第 1 項の規定により総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものとなっております。

裏面の総合整備計画書をご覧ください。

こちらの総合整備計画書の内容はこの地域の辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画を記載しております。1 の辺地の概況では辺地を構成する町または字の名称、地域の中心の位置、辺地度数を記載しております。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情では、本地域は佐川町の北東部に位置する四ツ白・二ツ野地区からなり、過疎化・高齢化が進む山間地域である。本地域に設置している橋梁について老朽化が進んでおり、緊急車両及び普通車両の通行の安全を確保するため修繕が必要であることを記載しております

その下の 3 の公共的施設の整備計画では令和 3 年度から 5 年間で実施する内容としまして、施設名、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額などを記載しております。

参考資料の議案第 56 号から第 60 号をご覧ください。A 3 の 1 枚でこの地図になっているものになります。こちらの参考資料が辺地対

策事業の位置図となっております。この右上の1番上に四ツ白・二ツ野辺地とありまして、その横の線で囲った地域が今回の計画を策定します辺地となります。また、今回の計画で整備が予定されていますのはマルの1で向ノ芝橋となっております。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第57号の説明に移らせていただきます。

議案第57号、こちらのほうは中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定ということになっております。

議案の裏面の総合整備計画書をご覧ください。

先ほどの議案56号と同じく、この地域の辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画を記載しております。

1の辺地の概況は辺地を構成する町または字の名称、地域の中心の位置、辺地度点数を記載しております。2の公共的施設の整備を必要とする事情では、本地域は佐川町の北東部に位置する中野地区と瑞応地区からなる過疎化・高齢化が進む山間地域である本地域と幹線道路である県道を結ぶ町道については、カーブが連続し幅員が非常に狭く、さらに老朽化が進んでいる道路または橋梁であるため、緊急車両及び普通車両の通行にも支障をきたしており、震災や火災等の緊急時の対応にも不安を抱えている状況であることを記載しております。3の公共的施設の整備計画では令和3年度から5年間で実施する内容としまして、施設名、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額などを記載しております。

先ほどと同じ参考資料議案第56号、第60号をご覧ください。

先ほどと同じ地図の右側の上から2つ目に中野瑞応辺地とあり、線で囲った地域が今回の計画を策定します辺地となります。先ほどの四ツ白・二ツ野辺地の下になります。

また、今回の計画で整備が予定されていますのは、そこにありますマルの2の芝ノ元線・宇治谷1号線からマルの6の上瑞応線となっております。ただ、このマルの6の上瑞応線を除くマルの2の芝ノ元線・宇治谷1号線からマルの5の黒ノ瀬宇治谷線（側溝整備）につきましては先ほど申しました辺地の区域外となっておりますが、辺地等幹線道路を結ぶ道路につきましては辺地住民の利用比率にかかわらず対象となる場合があるとされておりまして、今回はその対象となっているものとなっております。

以上で議案第 57 号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第 58 号の説明をさせていただきます。

議案第 58 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で長竹・横山地区の町道・橋梁及び産業振興施設並びに集会施設を整備するという内容になっております。

議案の裏面の総合整備計画書をご覧ください。

整備計画書の内容は先ほどの議案第 56、57 号と同じくこの地域の辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画を記載しております。

1 の辺地の概況では辺地を構成する町または字の名称、地域の中心の位置、辺地度点数を記載しております。2 の公共的施設の整備を必要とする事情では（1）で道路の状況を、（2）で地域産業振興を、（3）で公民館その他の集会施設を、（4）で地域振興策をそれぞれ記載しております。内容につきましてはここに記載してありますとおりとなっております。3 の公共的施設の整備計画では令和 3 年度から 10 年間で実施する内容としまして施設名、事業費財源内訳、辺地対策事業債の予定額などを記載しております。

先ほどと同じ参考資料議案第 56、60 号をご覧ください。

こちらのほうの参考資料の右側の 1 番下に加茂辺地とありまして、線で囲った地域が今回の計画を策定します辺地となります。

また、今回の計画で整備が予定されていますのはマルの 7 長竹 1 号線、2 号線から、マルの 25 川原橋となっております。

以上で議案第 58 号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第 59 号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更につきまして説明をさせていただきます。

こちらのほうは総合整備計画の変更ということになっております。今回の総合整備計画の変更につきましては、平成 31 年 3 月議会定例会において策定について議決をいただいております。庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の変更となります。

主な変更点について御説明をいたします。

裏面の総合整備計画書をご覧ください。

1 の辺地の概況及び 2 公共的施設の整備を必要とする事情については変更がございません。3 公共的施設の整備計画の表の内、施設名が町道となっております項目を変更しております。この施設名町

道の事業費が 2,400 万円から 4,460 万円に、そして財源内訳の一般財源が 2,400 万円から 4,460 万円に。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が 2,400 万円から 4,460 万円にそれぞれ変更しております。この変更に伴いまして合計の額も変更しております。

先ほどと同じ参考資料をご覧ください。

この参考資料の左側の 1 番上に庄田・大田川辺地とあり、その右横の線で囲った地域が辺地の地域となっております。また、整備が予定されておりますのはマルの 26 大田川越知線とマルの 27 庄田楠原線となっております。

以上で議案第 59 号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第 60 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更につきまして説明をさせていただきます。

こちらの議案第 60 号も総合整備計画の変更ということになっております。今回の総合整備計画の変更につきましては、平成 30 年 6 月議会定例会において策定について議決をいただいております尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更となっております。

主な変更点について御説明をいたします。

議案裏面の総合整備計画書をご覧ください。

1 の辺地の概況及び 2 公共的施設の整備を必要とする事情については変更はございません。3 公共的施設の整備計画の表のうち施設名が町道、橋梁となっております項目を変更しております。施設名町道、橋梁の事業費が 1 億 3,700 万円から 1 億 8,180 万円に。財源内訳の特定財源がゼロから 7,451 万 6 千円に。一般財源が 1 億 3,700 万円から 1 億 728 万 4 千円に。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が 1 億 3,700 万円から 1 億 720 万円にそれぞれ変更しております。変更に伴い合計金額も変更しております。

先ほどと同じ参考資料をご覧ください。

資料の左側の下に尾川・斗賀野辺地とあり、その横と言いますか、すごく大きい範囲を囲った地域が尾川・斗賀野辺地ということになります。また、整備が予定されておりますのはマルの 28 舟床線からマルの 37 七良谷橋までということになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（岡村統正君）

これで議案第 49 号から議案第 60 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれもちまして終わります。
次の開会を7日の午前9時とします。
本日はこれをもって散会します。

散会 午前 11 時 20 分